

競争入札参加資格審査 質疑応答集 共通事項編

「一般的事項について」

- Q 資格審査申請書を期間内に提出しない場合は、入札参加資格は付与されないのか？
- A 建設工事及び建設コンサルタント業務については、期間内に提出がないと入札参加資格は付与できません。
また、物品等業務については、随時受付を行っていますが、資格審査に時間を要することが想定されますので、早めの提出をお願いします。
- Q 申請書の提出は郵送でもよいのか？
- A 郵送で差し支えありません。ただし、建設工事及び建設コンサルタント等の登録申請をする方は、2月26日（金）が必着となりますのでご注意ください。

「添付書類について」

- Q 申請書の添付書類のうち、登記事項証明書や納税証明書等については、交付を受けた原本に限るのか？
- A 提出は、写しで差し支えありません。

「誓約書について」

- Q 誓約書について、なぜ提出する必要があるのか？
- A 中野市暴力団排除条例第6条各号に規定する措置を講じるための手段として、誓約書の提出を求めるものです。
- Q 役員名簿の提出の必要はあるのか？
- A 原則、提出の必要はありませんが、市からの求めがあった場合には、市指定の役員名

簿（生年月日、住所等含む。）を提出していただきます。誓約書の誓約事項にありますが、「申請者本人又は役員（支店等の代表者を含む。）などが暴力団員等でないこと」を確認することを目的として提出をお願いするものです。

Q 役員名簿は、どの範囲の役員を記載するのか？

A 原則として、添付書類として提出される「登記事項証明書」（または、これに準じる証明書等を含む。）に記載された役員と、営業所等に委任される場合にはその営業所等の代表者を記載してください。

例外的に、監事等に税理士法人等、個人でない者が役員になられている場合については記載不要とします。

Q 役員の生年月日や住所まで記入する必要があるのか？

A 中野市では、提出を受けた役員名簿に記載された方について、長野県警察に照会し暴力団員等でないかどうかの確認を行う場合があります、確認に当たり個人を特定するための必要な情報として記載をお願いするものです。

Q 記載した個人情報の取扱いは？

A 記載された個人情報については、暴力団関係者でないことの確認を行う目的以外に使用しません。

Q 誓約書は、建設工事と物品の両方に資格申請をする場合どのように提出するのか？

A 建設工事と物品の両方に登録申請される場合、誓約書については、建設工事入札参加資格審査申請書に添付していただき、物品の登録申請書の余白部に「誓約書は、建設工事入札参加資格審査申請書に添付」と記載していただくことで誓約書の提出があったものとみなします。

※なお、この質疑応答集は掲載時点において作成した内容であり、今後追加される可能性があります。